



「特例公債法案」に想う

公益財団法人 国際通貨研究所
評議員 田波耕治
(株式会社三菱東京 UFJ 銀行 顧問)

先の通常国会に提出された特例公債法案は廃案となり、現在のところ、成立の目途が立っていない。

周知のように、財政法第4条は原則として公債発行を禁じつつ、但書で「公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、―― 公債を発行し又は借入金をなすことができる」と規定し、公債発行の限度を社会資本として将来に資産が残る公共事業費等の範囲内に限っている。この限度額を超える公債発行は財政法違反となるため、「特例公債法」の成立が予算執行上不可欠となる。

平成24年度予算における新規公債発行予定額は44兆2千億円であるが、そのうち、4条公債（いわゆる建設公債）は5兆9千億円に過ぎず、特例公債（いわゆる赤字公債）が38兆3千億円と大半を占めている。

戦後における本格的な公債発行は昭和50年度に始まるが、時の大平大蔵大臣は赤字公債発行に当たって次の二点を強調された。

- 1 財政規律を保つため、財政法の改正によらず単年度ごとの「特例法」という形で、国会での真剣な議論を経ること。
- 2 償還期限到来後の借換えはせず、赤字公債発行からの脱却を速やかに進めること。

しかるに、その後赤字公債発行はほぼ恒常化し、平成24年度の借換債発行予定額は実に112兆3千億円に達している。

衆参両院の「ねじれ」現象もあって特例法案の審議はこのところ毎年のように難航し、平成 24 年度においても、特例公債法案が成立しなければ 10 月末には財源がほぼ枯渇することから、予算執行の抑制を余儀なくされている。

アメリカでも、民主・共和両党の対立から「財政の崖」が問題になっており、財政が政治と表裏一体である以上、こうした事態は避けられない面があるのかも知れない。

しかしながら、特例公債法案については国会対策上の観点だけではなく、「赤字公債発行からの脱却の方向に進むためには何をなすべきか」という原点に立ち返って、税財政のみならず経済政策を含めた骨太の議論が与野党間で行われることを期待したいものである。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2012 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>